

関市立下有知小学校  
保護者 様

## 警報が発令された場合の措置について

関市教育委員会  
関市立下有知小学校

警報が発令された場合、児童の登下校について次のように対応して下さるよう、よろしくお願いいたします。

### 1. 関市に暴風・大雨・洪水警報及び特別警報が発令された場合の休業及び登下校の原則

#### (1) 児童が登校する以前に上記の警報が発令されている場合

- ① 警報が解除されるまで、家庭で待機させてください。
- ② 始業時刻の2時間前までに警報が解除された場合は、平常どおり登校させてください。
- ③ 始業時刻の2時間前から午前8時までの間に解除された場合は、解除後2時間を経ってから授業を開始します（給食あり）。
- ④ 午前8時から午前11時までに解除された場合は、午後からの授業となります（給食なし）。
- ⑤ 午前11時を過ぎてから解除された場合は、休業となります。

②③④の場合において、道路や橋の損壊等で危険な場合、または自家の被害が大きい場合などは、登校の必要はありません。そのときは、必ず学校へ連絡してください。  
(TEL : 22-2029)

#### (2) 児童が登校してから警報が発令された場合

- ① 学校で待機をさせます。
- ② 下校時刻までに警報が解除された場合は、通学路の安全を確認したのち、教員の引率による集団下校をします。ただし、安全の確保ができない場合は、学校で待機させ、保護者の引き渡しによる下校をします。
- ③ 下校時刻になっても解除されない場合は、警報が解除になり、安全が確保されるまで学校で待機をさせます。また、状況により可能な場合は保護者への引き渡しを実施します。
- ④ いずれの場合も、緊急メール（すぐーる）等によって家庭に連絡します。

### 2. 関市に大雪警報が発令された場合の休業及び登下校の原則

大雪警報が発令された場合は、原則他の警報発令時に準じますが、関市内の降雪の状況は地域差が大きいため、教育委員会と協議の上、登校あるいは待機・下校の措置を講じます。学校メールの配信にご注意ください。

このプリントは、目につきやすい場所に掲示しておいてください。